



2023年7－9月期四半期別GDP速報（2次速報値）
における推計方法の変更について
（法人企業統計調査における開業準備中法人の取扱いの変更）

令和5年11月24日
内閣府経済社会総合研究所
国民経済計算部

財務省より2023年7－9月期以降の四半期別法人企業統計調査（以下「法人季報」という。）において、開業準備中法人の取扱いを変更し、開業準備中法人であっても、費用等の発生が認められる法人は調査対象から除かないこととする旨の公表があった。これにより、法人季報の2023年7－9月期の固定資産額及び設備投資額に対して、2023年7－9月期から新たに投資を開始した法人分のみならず、2023年4－6月期以前から投資を行ってきた法人分も新たに加算されることとなり、2023年4－6月期と7－9月期で断層が生じることになる。

このため、当期の四半期別GDP速報（2次速報値）（以下「2次QE」という）の推計では、法人季報の開業準備中法人分の有形固定資産額及び設備投資額（有形固定資産新設額）の計数¹を用いて、2次QEの設備投資額の推計及び通常行っている断層調整²に歪みが生じないようにする。具体的には、法人季報の当期値の有形固定資産額及び設備投資額（有形固定資産新設額）から開業準備中法人分を控除した上で断層調整を行い、その後、開業準備中法人分の設備投資額（有形固定資産新設額）を加算した計数を補助系列として、民間企業設備投資を推計する。

本件以外の推計手法の変更等については、今月末までに公表する「2023年7－9月期四半期別GDP速報（2次速報値）に係る利用上の注意について」を参照されたい。

（以上）

¹ 統計法第33条に基づく調査票情報の提供申請を行う。

² 法人季報の年度ごとのサンプル替えに伴う断層や四半期ごとの回答企業の差の影響を軽減するための調整。